

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2020年3月1日～2021年2月28日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率（％）} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}} \times 100$$

※1日あたり全業務平均8時間

※マージンには、スタッフの社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

派遣労働者の数	67人（2021年3月1日付け派遣労働者数）
派遣先の数	23社（2020年度派遣先事業所数 実数）
労働者派遣に関する料金額	13,643円（8時間 全業務平均）
派遣労働者の賃金の額の平均額	10,052円（8時間 全業務平均）
マージン率	26%（2020年度マージン率の平均）
教育訓練に関する事項	新規雇入れ時、接客・接遇基本訓練等を実施。 その他、派遣中も専門講座や接客体験型訓練、 施設見学研修等を実施。
労働者派遣法30条の4第1項 労使協定の締結の有無	締結している
上記労使協定の有効期間	2020年4月1日～2022年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	当事業所 電話番号：0798-22-2057
その他参考事項	各種保険加入 保養施設あり

事業所名 株式会社ホテルiestaff
許可番号 派28-300048